

○と き 平成29年12月11日（月）  
午前10時から午前11時まで

○ところ 大阪府新別館南館5階マッセ大阪 第4研修室

○質疑要旨

【議題（1）市町村からの共通課題提議】

（市町）

運営方針（素案）に対する回答としては、大阪府の回答どおりだと思います。2番の減免制度についても、6年間の激変緩和措置期間中は、各市町村の判断で良いと思う。

（市町）

3点意見がある。

1点目に、2回目の試算結果においても、保険料水準が上がる市町村が18団体あるので、保険者努力支援制度（都道府県分）を保険料率の引き下げに使ってほしい。

2点目に、大阪府においては、応益割の割合が増えることから、本市の平成29年度保険料と仮試算結果を比べると、低所得者の保険料が高くなる。一例で申し上げますと、一人世帯、介護保険ありの場合で、基準総所得金額0円の方の保険料が約33%高くなる。政令軽減の割合を加算するなど、低所得者の保険料負担の軽減を図っていただきたい。

3点目に、低所得者減免については、引き続き、検討していただきたい。

（市町）

広域化調整会議で引き続き協議するとなっているが、協議する時間が残っているのか。

1番に、適正で効果的なインセンティブの仕組みの構築とあるが、インセンティブでもらえた財源をどのように使えば良いのか、非常に悩ましい。保険料の軽減に使えば一番良いが、それはできない。赤字団体であれば、赤字解消に使えるが、黒字団体であれば、さらに黒字が積み増すだけで、それをどのように使っていけば良いのか。市町村単独の運営であれば、医療費適正化に使って、医療費が下がって、効果的な使い方になると思うが、府全体になると、それが薄まってしまう。何のためのインセンティブなのかといったところに疑問が残る。

低所得者への対応については、何らかの形で必要だと思う。本市でも、低所得者の負担が増える傾向にある。

（市町）

応益割の割合が増えることについては、初年度から、対応が必要ではないかと考えている。大阪府では、基本的に応益割が多いという制度がはたして正しいのかといったところに疑問がある。

4番の標準収納率については、来年度以降も適正に見直していただけるということなので、このまま進めていただければと思う。

（市町）

1番の統一保険料率の抑制について、ありとあらゆる財源を使っていただきたい。

2番の低所得者が多いことについて、一定のモデルケースで試算してみると、65歳以上と65歳未満

で大きく傾向が分かれる。要は、現在の介護保険料に係る料率が統一保険料率よりも高いので、40歳以上65歳未満の方の保険料が安くなる一方、介護保険料がかかっていない方の保険料が高くなるということである。その辺を、どのように6年間で調整すれば良いのかといった悩みがあり、一定の減免制度なども必要になるのではないかと考えている。

多子世帯への対応については、単身者への負担が増える傾向にあることから、全体の保険料を引き下げることが優先すべきと考えている。どこからを多子世帯と定義するのかといったところの議論も必要である。

(市町)

大阪府の回答をみると、1、3、4はこれからも議論していくということで、この場でも考えていかなければならないと思う。

2番については、大きく市町村の激変緩和ということで括っているが、本当にそれだけで良いのかといった懸念がある。低所得者といっても、それぞれで収入状況、生活実態などが違う。6年間の激変緩和措置期間を設けるだけで、理解を得られるのか。低所得者に対して、各市町村が独自減免を実施してきた経過もあるので、丁寧な議論の中で、その対応を考えていく必要がある。

(大阪府)

今回の意見聴取では、各市町村から忌憚のないご意見をいただいた。大阪府の回答は、広域化調整会議での議論、もとを言えば、ワーキングでの議論を踏まえたくうえで、そこを逸脱しない範囲で回答した。その中で、回答し切れていない部分というのが、広域化調整会議で引き続き協議となっているが、大きくこの4つにカテゴライズされると考えている。

平成30年度の保険料率の設定に向けて、国から仮係数が来ており、それに基づいての算定を行っている。確定係数については、年末の12月28日に来る予定となっているが、それでいよいよ平成30年度の保険料率が決まることになる。試算の段階で、激変緩和にどれくらいの財源が必要なのか、保険者努力支援制度（都道府県分）がどれくらい余るのかといった景色が見えていると思う。保険者努力支援制度（都道府県分）について、激変緩和に全額使い切ってしまうのであれば、使いようがないが、余った場合に、どのように使うのかといった点が悩みどころである。その財源の投入先としては、1番の、統一保険料率の抑制に使うこと、2番の、低所得者への対応に使うこと、3番の、多子世帯への対応に使うことの3つが考えられる。2番の、低所得者への対応についてであるが、低所得者をどう定義するのかといったところが難しいところ。どこかで線を引く必要があるが、各市町村によって、その線は違うと思っている。3番の、多子世帯への対応についても、色々のご意見があるところ。2人からを多子とするのか、5人からを多子とするのか、所得の多い多子世帯についても、対応すべきなのか。これらの点について、ワーキングでの議論を踏まえて、この場でも議論が必要だと思っている。

全体の保険料を引き下げべきといったご意見が多くある。制度改革1年目は、どこかにターゲットを絞るのではなく、使える財源があれば全体を引き下げるために使うべきだと思っている。広域化調整会議として、ご同意が得られるのであれば、知事にも、そのように上げていきたいと思っているが、如何か。

(市町)

使える財源があれば、まずは、全体の引き下げに使うということでご同意いただけるか。

(市町)

インセンティブの仕組みの構築を要望するご意見もあるので、それは、2年目以降にしっかりと行う。少なくとも1年目は、11団体からご意見いただいているような方向で取組むといったものである。

(市町)

本日の委員からのご意見を踏まえ、ただいまのご意見をまとめとさせていただきたい。

(委員全員)

了。

## 【議題（2）大阪モデルの構築と推進】

(市町)

これまで「大阪モデル」ということで提案させていただき、今回、シナリオをお示ししている。

まずは、このシナリオに沿ったような形で計画を策定していくことについて、皆さまのご意見をお伺いし、本日、お諮りしたいと思っている。

(市町)

健康マイレージの全体像が見えてくると、他の事業も具体的にイメージができるようになると思う。健康マイレージについて、例えば、大阪府全体にまたがるものなのか、国保だけなのか。モデル事業ということで、国保先行でいくのか。その部分が見えてこない、その下の調査分析事業や生涯現役促進施策といったものが見えてこない。

また、これらについては、大阪府で実施していただければと思う。市町村で財源や人材を用意するのは厳しい。検討については、ワーキング等で行えば良いが、表に出すときには、全てを一気に出すのは難しいと考えている。

(市町)

計画策定が平成30年度の後半期となっているが、計画（案）の最終決定を行う場というのは、どこになるのか。また、平成30年度の当初から第一次の激変緩和を実施するということであるが、それまでに全市町村の承認を得るということか。

(市町)

運営方針については、大阪府の意思決定だけで策定できたが、これは共同計画と銘打っているのに、大阪府の意思決定だけでは足りないと考えている。どのように43市町村の合意をとるのかについては、最終、計画策定の段階までに手続き方法を詰めておく必要があると思っている。第一次の激変緩和については、それまでに43市町村から合意をとることが非常に難しいため、1つの指針的な扱いになると考えている。

(大阪府)

皆様の認識を共有したいので、発言させていただく。運営方針上、府が実施する激変緩和と市町村において実施する激変緩和というのを分けて記載している。府が実施する激変緩和というのは、公費が投入されるので、制度改正に伴う増加分が対象である。ここに記載されている激変緩和というのは、府が実施する激変緩和と市町村が実施する激変緩和を一つにまとめて、どういう考え方でやっていこうかといったものだと思う。国からの公費については、一定のルールに基づいて激変緩和措置を実施していくことを前提に、考え方を整理するという趣旨で良いか。

(市町)

府の激変緩和と市町村の激変緩和について、財源をきっちりと分けようということだと思う。財源は分けたいので、激変緩和の手法などについて、共同実施といったことが考えられるのではないかという提案である。財源を混然一体とさせてしまうことを求めようとしているものではない。

(大阪府)

初年度は、制度改正に伴う増加分の90%に対して、激変緩和をあてようと考えている。この後、仮係数に基づく算定結果をご報告するが、確定係数に基づく算定については、先ほど申し上げたとおり、国からの通知が12月28日に来る予定であることから、その結果を広域化調整会議に諮る時間がない。激変緩和に係る財源を確保したうえで、もし財源が余れば、全体を引き下げるという形で保険料率を算定し、各市町村にお知らせすることになると思うので、よろしくお願ひしたい。

(市町)

独自減免の暫定実施や第一次の激変緩和を行うにあたって、市町村において、新たな費用負担を行うことは考えているのか。特に、独自減免については、実施していない市町村もあり、新たに一般会計繰入しなければならないとなると、議論がしんどくなる。

(市町)

一年目に関しては、現在の各市町村の財源ルールを適用せざるを得ないと考えている。提案している内容については、かなり調整を要するものなので、実施するとしても平成31年度からとなると想定している。

(市町)

医療費の伸びも、それぞれの年度で違う。出来るだけ短いスパンで統一保険料率とする方が良いと思っている。

(市町)

統一して取り組んでいく方が、対外的に説明もしやすいし、このような形で進めていただくのはありがたい。中身の議論は必要であるが、全体的なフレーム、進め方は、これで良いと思う。

(市町)

ご提案いただいている府と市町村の共同の計画については、運営方針の下位計画として位置付けており、抜本的な問題解決を目指すものであることから、賛成である。

(市町)

今後、正副座長市、大阪府と相談しながら、計画の策定に取り組んでいきたいと考えているが、広域化調整会議の委員の皆さまのご意見は可能な限り踏まえていきたい。また、所属ブロックの市町村のご意見も、この機会に拾っていただければありがたいと思っている。

(市町)

この計画策定について、今後、詳細を協議・検討していくということで良いか。

(委員全員)

了。

【議題（3）その他】

（市町）

大阪府においては、保険者努力支援制度（都道府県分）が26億円ぐらい措置されると見込まれている。これは、今回の仮係数を用いた試算では反映せず、次の確定係数の時に反映させるのか。

（大阪府）

今回の試算では、25.6億円は横に置いている。確定係数を用いた算定においては、診療報酬や前期高齢者交付金の額が変わってくるので、25.6億円が確実に余る確約はできない。激変緩和の財源を確保したうえで、余っていれば、全体を引き下げるために使おうと思っている。

（市町）

平成30年度から多子世帯減免を実施するのであれば、これまでの試算にその経費と財源は入っておらず、保険料水準は上がることになるのか。

（大阪府）

使える財源は25.6億円しかない。これを多子減免に使うのか、低所得者減免に使うのか、全体の引き下げに使うのかということになる。多子世帯や低所得者に対する減免について、議論は継続するが、今回の平成30年度保険料率の算定にあたっては、全体の引き下げに使うことをご賛同いただいたと思っている。

（市町）

事業ワーキングでの保健事業（独自事業分）の議論は反映しているのか。

（事務局）

反映している。

（事務局）

補足であるが、確定係数について、国から7つの変動要素があると聞いている。

その内の一つが、前期高齢者交付金の精算金である。前期高齢者交付金の精算金については、減る方向にあり、保険料を上げる要素として大きなものがあると思っている。

被保険者数の減少については、保険料を上げる要素になる。

診療報酬の改定については、保険料を下げる要素になる。

この他にも変動要因があるので、その辺りを見ていかないと、保険者努力支援制度（都道府県分）をどのくらい全体の引き下げに投入できるか、分からない。

先ほど、前回に比べて、保険料が上がる市町村が13、下がる市町村が30と申し上げたが、これは、従前からの平成28年度予算ベース（繰入なし）との比較である。今回は、平成28年度決算ベース（繰入なし）との比較になるため、そもそもの比較する対象が、今までの2回の試算と変わってくる。十分にご注意いただきたい。加えて、今回は、平成28年度決算ベースなので、2年分の自然増分を積むといったことになる。

（大阪府）

これまでは、平成28年度予算ベースの数字しかなかったもので、そことしか比べようがなかった。時期的に、現在では、平成28年度決算ベースの数字があるので、そこと比べるのが一番近いと思っている。

る。平 28 年度決算ベースなので、自然増分がここに乗ってくる。自然増分を乗せた額と今回の算定結果を比べたような形でお示しするのが一番実態に合っているのではないかと考えている。

(事務局)

激変緩和については、平成 28 年度決算ベースに自然増分を積んで、そこを発射台として比べることになる。

(市町)

今回計算したものは、前回 10 月に算定したものよりも若干下がるのか。

(事務局)

試算レベルで言うと、府全体で 800 数十円下がっている。